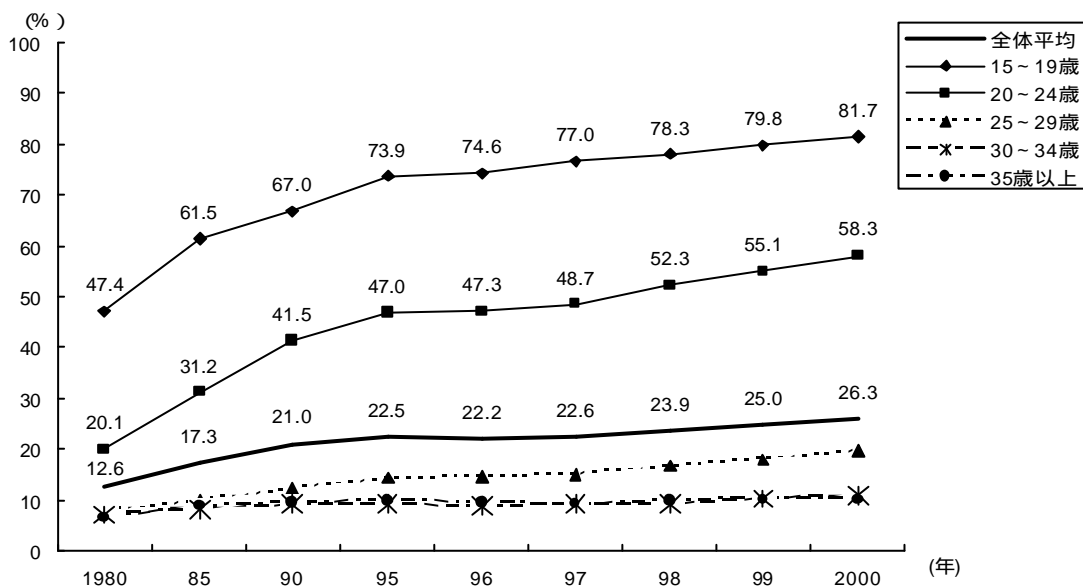


## 日本における「結婚」へのこだわりと婚外子

< 婚姻内での出生にこだわる日本人 >

日本では「子どもができたなら結婚した方が良い」と考える人が多数派だ。内閣府の「国民生活選好度調査」(2005年)によれば、40歳未満の男性で6割前後、女性で5割前後が「独身の時に子どもができたなら結婚した方が良い」という考え方を支持している(図表省略)。こうした意識を反映してか、内閣府の「平成17年版国民生活白書」によれば、第一子出生数に占める結婚期間が妊娠期間より短い、いわゆる「できちゃった婚」による出生の割合は、15~19歳で8割以上、20~24歳で約6割にも上り、全年齢でも26.3%と、日本の長子の実に4人に1人が両親の結婚を促した可能性がある(図表1)。

図表1 第一子出生に占める「できちゃった婚」による出生の割合



資料：内閣府「平成17年版国民生活白書」(2005年8月)

< 日本における婚外子の増加傾向と先進諸国の状況 >

「子どもの出生は婚姻内で」という意識が強い一方で、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」(2005年)によれば、日本でも婚姻の外で生まれる子ども、いわゆる婚外子(「非嫡出子」ともいう)の出生総数に占める割合が、1980年の0.8%から2003年の1.9%へと緩やかな上昇傾向にある(図表省略)。カップルの実態に詳しい追手門学院大学教授善積京子氏の著作『<近代家族>を超える』(1997年)によれば、「夫婦別姓を通したい」、「戸籍制度に反対」といった理由から、あえて婚姻届を出さずに非法律婚を選択するカップルも多く、その結果として婚外子の出生に踏み切るケースもあるようだ。

「平成17年版国民生活白書」では、事実婚や同棲の中で子どもを産み育てることが社会に受け入れられ、一般化している他の先進諸国の事例を紹介している。スウェーデンやフランスなどでは、婚姻率の相対的な低さを事実婚や同棲の一般化が補っている部分があり、非婚カップルに生まれる婚外子出生率の高さが、全体の出生率低下に歯止めをかけていると指摘されている（図表2）

図表2 嫡出でない子と事実婚 同棲の割合

(単位 :%)

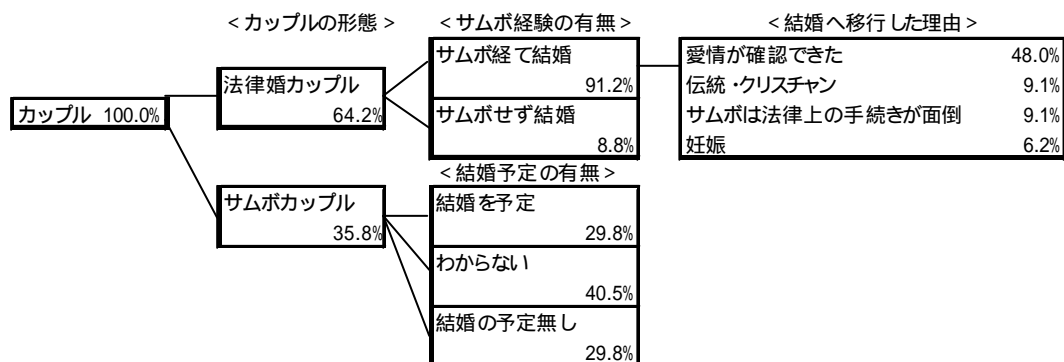
国名	嫡出でない子の割合	事実婚 同棲をしている女性の割合		
		20～24歳	25～29歳	30～34歳
スウェーデン	56.0	77	43	33
デンマーク	44.9	-	-	-
フランス	44.3	63	33	18
フィンランド	40.0	61	34	18
オーストリア	35.3	64	30	12
アメリカ	34.0	-	-	-
オランダ	31.3	57	33	14

資料：図表1に同じ

#### < スウェーデンにおける事実婚 同棲の一般化と社会制度の変化 >

婚外子比率が56.0%と非常に高いスウェーデンでは、2003年時点でカップルの64.2%が法律婚、35.8%がサムボカップル（同じ登録住所で継続して共同生活し、性的関係をもつ非法律婚カップルを指す。「サムボ」とはスウェーデン語で「同棲」の意味）である。法律婚カップルの9割がサムボを経て結婚していることから、サムボが多くのカップルにとって法律婚への移行過程であり、いわば助走の役割を担っていることが分かる（図表3）。同国では1960年代以降同棲が急増し、その結果として婚外子も増加したが、子どもの権利を保障する観点から76年には親子法改正で婚内子との差異が解消されている。また同居解消時に、経済力の弱いいずれか一方に最低限の生活を保障することを目的としたサムボ法が87年に制定されるなど、カップルの変化に合わせて法律や社会制度が柔軟に対応してきている。

図表3 スウェーデンにおける法律婚カップル、サムボカップルの割合



資料：内閣府経済社会総合研究所「スウェーデン家庭生活調査」（2004年4月）

### < 国際的な婚外子差別撤廃の動きと日本の現状 >

国際連合では1966年の国際人権規約B規約や89年の児童の権利に関する条約において、嫡出・非嫡出にかかわらず児童の権利を保障すべきとし、条約締結国に対して差別撤廃措置を求めてきたが、「非嫡出子」という概念や文言そのものが差別的であるとして、既に法律の文言から抹消した先進国も多い(図表4)。国連人権委員会は、日本の戸籍法第49条に定めた嫡出か否かの記載義務や、民法第900条4号の「非嫡出子の相続分は嫡出子の二分の一」とする条項などが国連が定める人権規約に違反するとして、93年以降数回にわたり法改正を含む是正勧告を行っている。

93年6月に東京高等裁判所が「法定相続分の非嫡出子差別は社会的身分による差別を禁止した憲法第14条1項に違反する」との判決を下したのを皮切りに、94年9月奈良地裁、94年11月東京高裁、95年3月東京高裁などで民法第900条の違憲判決が続いたが、95年7月最高裁判所大法廷多数意見では、「法律婚の保護と非嫡出子の保護の調整を図ったもの」として違憲性が否定されている。翌96年には選択的夫婦別姓制導入とあわせて非嫡出子の相続分差別撤廃を含む民法改正案が策定されたが、国会上程は見送られ今日まで成立をみていない。

図表4 各国の婚外子差別撤廃の状況

スウェーデン	婚外子と婚内子の相続分が平等になる(1969年親子法) 嫡出・非嫡出概念を廃棄(1976年改正親子法)
フランス	子どもの平等の原則を宣言。婚外子差別撤廃の原則(1979年) 配偶者がいる者との間に生まれた子への相続差別を撤廃(2001年)
ドイツ	婚外子は、原則として婚内子と同等の相続権を有する(1969年婚外子法) 婚外子に対する相続差別規定全廃。婚外子・婚内子区別も廃止(1997年相続法・親子法)
アメリカ	無遺言相続のために、人は父母の婚姻身分に関係なく実父母の子である(1969年統一遺産官吏法典) 嫡出・非嫡出概念を廃棄(1973年統一親子法典)
イギリス	婚外子と親の相続法の権利は、父母間の婚姻関係の有無にかかわらず、婚内子と同様(1969年家族法) 嫡出・非嫡出概念を廃棄(1987年家族法改正)

資料:「なくそう戸籍と婚外子差別・交流会」ホームページ(<http://www.geocities.co.jp/NatureLand/2255/koseki.html>)より作成

### < 求められる多様なライフスタイル選択に中立な社会 >

我が国においても、健康保険法や厚生年金保険法などの一部の法律では、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として「事実婚」を婚姻に準ずるものとして取り扱っている。最近では、民間会社の家族特典サービス(通信料金や航空会社のマイレージ)などで、「事実婚」による家族も対象に加える例も出てきており、社会的認知も進みつつある。

内閣府の「国民生活選好度調査」(2005年)によれば、「結婚前に同棲しても良い」という考えに対して、若年世代の6~7割が「そう思う」と答えており、カップルのあり方に関する国民の意識は確実に変化しているようだ(図表省略)。

学業、労働、結婚、出産といった人生の様々なイベントの中で、国民の選択は多様化している。そうした意識や選択の変化に柔軟に対応しながら、「多様なライフスタイル選択に中立な社会」の実現が求められている。